

# 特例適用審査表(措法31の3: 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例)

名簿番号	
------	--

- |  |                          |                          |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 整理・点検  | あり                       | なし                       |
| (1) 確定申告書への特例適用の記載                                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)の記載・提出                        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (3) 添付書類(法定添付書類)   |                          |                          |
| イ 建物の登記事項証明書又は閉鎖事項証明書                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ロ 土地の登記事項証明書又はその他これに類する書類(借地契約書等)                        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ハ 譲渡契約締結日の前日において譲渡者の住民票の住所と土地建物の所在地とが異なる場合               |                          |                          |
| 戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しその他の書類で譲渡資産が居住用財産に該当することを明らかにする書類 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※ 不動産番号等の提供がある場合は、上記イ及びロの登記事項証明書は添付不要                    |                          |                          |
| (4) [REDACTED] (添付書類の契約書等で土地と建物の所有者が異なることを把握した場合)        |                          |                          |
| [REDACTED]   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| [REDACTED]   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| [REDACTED]   |                          |                          |

根拠条文等 措法31の3・措令20の3・措規13の4・措通31の3-1~27

## 2 審査

### A 譲渡物件は譲渡の年の1月1日でその所有期間が土地・建物ともに10年を超えているか

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
建物は平成22年12月31日以前取得の国内物件か?			建物を増築した場合⇒ 増築の時期にかかわらず、その建物の取得の日で判定! 措通31・32共-6
土地は平成22年12月31日以前取得の国内物件か?			敷地のうちに所有期間の異なる部分がある場合⇒ その敷地のうち、所有期間が10年超の部分のみ該当! 措通31の3-4

### B 譲渡物件が居住用財産であるか否かの確認 (⇒住民登録情報確認票又は外部機関照会結果詳細で確認)

① 本人が居住していたか?			◆ [REDACTED]
A: 現在の住所 ( )			
B: 売却物件の住所 ( )・B⇒A転居年月日( . . )			
C: Bの直前の住所 ( )・C⇒B転居年月日( . . )			
◆ 居住用財産に該当しない家屋 ⇒ 特例適用を目的とした入居家屋(一時的な入居家屋)(措通31の3-2(2)) ・主として趣味・娯楽・保養目的の家屋			
◆ 居住用家屋が2か所以上ある場合(措令20の3②) ⇒ 主として居住の用に供している一の家屋のみ適用あり			
◆ 判定時期(措通31の3-9) ⇒ 譲渡時まで居住⇒譲渡時、転居後譲渡⇒転居時			
(例) ② 配偶者や子が居住か?			本人の転勤等の事情解消後、配偶者等と同居すると認められる ⇒ 該当(措通31の3-2(1))
③ 生計一の親族が居住か?			【添付】(措通31の3-6(注)2) □本人の戸籍の附票の写し □生計一の親族が居住の用に供していることを明らかにする書類 □売却物件と本人居住物件の家屋の登記事項証明書
【実態面】次のいずれも満たすこと(措通31の3-6)			
□ 本人が所有者として居住していたこと			□ 本人転居後、引き続き生計一親族が居住していたこと
□ 本人転居後、措法31の3・35①(35③における適用を除く)・36の2・36の5・41の5・41の5の2を適用していないこと			
□ 本人が居住する家屋は本人所有の家屋でないこと(例:社宅、賃借アパート)			
□ 生計一の親族が居住しなくなった又は生計別になってから1年以内の譲渡であること			
④ 転居は平成30年1月2日以後か?			
⑤ 同特例を前年、前々年に適用していないか?			◆ [REDACTED] ◆ [REDACTED]

### C 買主と譲渡者の関係確認

⑥ 直系血族でないか?			◆ [REDACTED]
⑦ 配偶者でないか? (財産分与は措通31の3-23)			[REDACTED]
⑧ 生計一親族及び譲渡物件で同居する親族でないか?			※ 左記の他いわゆる特殊関係者への譲渡にも注意!(措令20の3①三四)
⑨ 自己又は親族等の経営する同族会社でないか?			◆ [REDACTED]

